

徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和三年六月二十九日

徳島県企業局長 黒 下 耕 司

徳島県企業局文書規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局文書規程（平成二十三年徳島県企業局訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「用紙に出力し、その余白に主務課収受印を押印しなければ」を、「電子文書のファイル名に収受した年月日を追記しなければ」に改める。

第九条第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「立案年月日」の下に「分類記号、保存期間」を、「文案」の下に「、事案の処理に必要な書類」を加え、「こと」を「方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると主務課長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類（第十四条第四項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならぬ。

第九条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙（様式第七号）によってすることができる。

一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないと主務課長が認める事案

二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システム（電子計算機を利用して特定の事案の処理を行うシステムをいう。第三十六条第二項第二号において同じ。）を利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると主務課長が認める事案

三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難なものとして、経営企画戦略課長が別に定める事案

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。

一 規則その他の規程（この訓令を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法

二 前号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の経営企画戦略課長が別に定める事案 経営企画戦略課長が別に定める方法

第十三条第六号中「の規定による立案及び同条第二項」を「及び第二項」に改め、「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、「及び同項」を「並びに同条第一項及び第二項」に改め、同条第九号中「第九条第二項」を「第九条第一項後段の規定による回議並びに同条第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第九条第二

項」を「第九条第一項後段の規定により回議する書類並びに同条第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「関係書類」を「、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第九条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第四項の規定の例により回議すること。

第十四条第一項に次のただし書を加える。

ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。

第十四条中第五項を第七項とし、第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 前二項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第九条第二項及び第三項に規定する方法により立案する場合は、この限りでない。

4 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、経営企画戦略課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならない。

第二十二條第一項中「、公印」の下に「（契印を除く。以下この条及び第四十五条において同じ。）」を加え、同項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして経営企画戦略課長が別に定める文書

第二十二條第一項第三号を削り、同条第二項を次のように改める。

2 浄書した文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならない。ただし、第九条第一項の規定による立案に係る浄書した文書については、この限りでない。

第二十二條第三項中「、県の機関に対するもの及び同項第二号に掲げるものを除き」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる文書

二 県の機関に対する文書

第二十三條第二項第二号中「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、同項第三号中「第九条第二項の規定による立案（前号に掲げるものを除く。）及び同条第三項」を「第九条第三項」に改める。

第三十二條第五号中「用紙に出力し、その余白に総合管理推進センター收受印を押印し」を「電子文書のファイル名に収受した年月日を追記し」に改める。

第三十六條第一項中「（次項に規定するものを除く。）」を削り、「こと」を「方法」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、事案の処理に必要な書類については、当該書類が大量である等の理由により

電子決裁・文書管理システムに登録することが困難であると所長が認める場合は、登録することを要しない。この場合においては、当該登録が困難と認められる書類（第三十九条第三項において「登録が困難な書類」という。）は、同項の規定により回議しなければならぬ。

第三十六条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、電子決裁・文書管理システムに文書件名等（文案及び事案の処理に必要な書類を除く。）を登録する方法により作成した立案用紙によってすることができる。

一 秘密に属する事案である等の理由により電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが適当でないと所長が認める事案

二 電子決裁・文書管理システム以外の専用システムを利用して文案を作成するため、電子決裁・文書管理システムに文案を登録することが事務の効率性を著しく損なうおそれがあると所長が認める事案

三 前二号に掲げるもののほか、前項に規定する方法により立案することが困難なものととして、経営企画戦略課長が別に定める事案

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる事案に係る立案は、それぞれ当該各号に定める方法により行うことができる。

一 規則その他の規程（この訓令を除く。）で立案の様式を定めている事案 当該様式を用いる方法

二 前号に掲げるもののほか、軽易な事案その他の経営企画戦略課長が別に定める事案 経営企画戦略課長が別に定める方法

第三十八条第六号中「の規定による立案及び同条第二項」を「及び第二項」に改め、「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、「及び同項」を「並びに同条第一項及び第二項」に改め、同条第九号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項後段の規定による回議並びに同条第二項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第八号中「第三十六条第二項」を「第三十六条第一項後段の規定により回議する書類並びに同条第二項」に改め、同号を同条第九号とし、同条第七号中「関係書類」を「当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号の次に次の一号を加える。

七 第三十六条第一項の規定による立案の場合において、同一事案で立案を重ねるものは、適宜、当該事案についてそれまでに行われた立案に係る書類を電子決裁・文書管理システムにおいて閲覧することができるようにし、又は次条第三項の規定の例により回議すること。

第三十九条第一項に次のただし書を加える。

ただし、担当リーダー以外の担当に属する職員の回議の順序については、この限りでない。

第三十九条中第四項を第六項とし、第三項を第五項とし、第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 前項の規定により立案文書を回議するときは、電子決裁・文書管理システムを利用して行わなければならない。ただし、第三十六条第二項及び第三項に規定する方法により

立案する場合は、この限りでない。

3 前項本文の場合において、登録が困難な書類があるときは、同項本文の規定にかかわらず、経営企画戦略課長が別に定める方法により、当該登録が困難な書類を回議しなければならぬ。

第四十五条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 前号に掲げるもののほか、その性質又は内容により公印を押印することを要しないものとして経営企画戦略課長が別に定める文書

第四十五条第二項を次のように改める。

2 浄書した文書で公印を押印したものは、原議書と契印で割印しなければならない。ただし、第三十六条第一項の規定による立案に係る浄書した文書については、この限りでない。

第四十五条第三項中「、県の機関に対するもの及び同項第二号に掲げるものを除き」を削り、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、次に掲げる文書については、この限りでない。

一 第一項第一号に掲げる文書

二 県の機関に対する文書

第四十六条第一項第二号中「（同項第一号に掲げる事案に係るものに限る。）」を削り、同項第三号中「第三十六条第二項の規定による立案（前号に掲げるものを除く。）及び同条第三項」を「第三十六条第三項」に改める。

様式第六号及び様式第十五号中「6 10 11」を削り、これらの様式の注を次のように改める。

注 「種類」欄は、1は親展書留を、2は配達証明を、3は特別送達を、4は現金書留（配達時間帯指定郵便書留を除く。）を、5は配達時間帯指定郵便書留を、6は簡易書留を、7は書留（1から6までを除く。）を、8は電報をそれぞれ示し、該当するものの数字を で囲むこと。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和三年七月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の第七条及び第三十二条の規定のうち電子文書に係る部分は、この訓令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に收受する電子文書について適用し、施行日前に收受した電子文書については、なお従前の例による。

3 改正後の徳島県企業局文書規程の規定中文書の立案、回議及び発送に係る部分は、施行日以後に立案する文書について適用し、施行日前に立案した文書については、なお従前の例による。

4 改正後の第二十二條及び第四十五條の規定は、第一項ただし書に規定する改正規定の施行の日以後に立案する文書について適用し、同日前に立案した文書については、なお従前の例による。